

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和5年11月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕 4番 井上 富夫
5番 大西 善郎 6番 小川 佳 7番 海山 貞佳
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治
11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇
14番 中井 弘 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴
18番 林 博子 19番 藤江 厚子

欠席委員 1番 栗田 和美 17番 濱堀 秀規 20番 向 栄治

議 案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
所有権移転: 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 2件
④ 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 6件
⑥ 農地であることの証明願について 2件
⑦ 非農地証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年11月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、12番 高田委員、13番 竹村委員をお願いいたします。
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。よろしく願いいたします。
まず、『議案第1号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局次長 <1. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いいたします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

稲木委員 3番。申請地は、鳴門インターチェンジから北に位置する農地です。
譲渡人は、市外在住であり、今後の耕作者もおらず申請地を耕作できていませんでした。この度、農地を有効利用するために譲受人と所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、整地後に転圧を行い、周囲に土羽を設置し、土砂の流出防止に努めるとともに、フェンスを新設することで、被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局次長 申請地は、鳴門インターチェンジから北へ約1.7kmに位置しており、周囲を国道11号沿いの山林に囲まれた10ha未満の広がり無の第2種農地に該当します。事業計画では、ソーラーパネルを192枚設置、49.5kWの発電出力が見込まれております。
本事業は譲受人が発電事業を行い、四国電力株式会社に売電を行う計画で、四国電力株式会社との系統連系契約は、令和5年5月に成立しております。資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
以上、ご審議の程、お願いいたします。

大西会長 それではおはかりいたします。
申請番号1番について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局次長 < 2. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員からご意見を願います。

高田委員 申請者は里浦町で甘藷を生産する農家です。
贈与税の納税猶予を受けていましたが、贈与者が亡くなり、農地を相続により取得したこととなったため、今回の申請となりました。
ちなみに亡くなった贈与者は、農業委員を3期ぐらいなさっておりました。
申請地には甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。まず、事務局より説明を求めます。

事務局次長 < 3. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について >
所有権移転 1件
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。『議案第3号』について、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 それでは『議案第3号』については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局次長 < 5. 報告事項 17件 >
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 2件
④ 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について

	(農業経営基盤強化促進法)	6件
⑥	農地であることの証明願について	2件
⑦	非農地証明願について	1件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他について何かございませんか。

大西会長

それでは、これもちまして令和5年11月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時20分
令和5年11月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 高田 吉敏

議事録署名者 竹村 昇